

● 国立研究開発法人情報通信研究機構役員退職手当規程

(平成16年4月1日 04規程第18号)

改正 平成18年 3月28日 05規程第140号

改正 平成23年 3月29日 10規程第 73号

改正 平成25年 2月19日 12規程第 43号

改正 平成27年 5月12日 15規程第 1号

改正 平成29年12月26日 17規程第 29号

(総則)

第1条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の役員（常勤の役員をいう。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 1号役員 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第2項に規定する国家公務員及び同法第2条第3項第17号の法人（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、当機構役員が任命権者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員となった場合に、当機構役員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）の役員。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者をいう。

2 2号役員 役員のうち、国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった者をいう。

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、役員が退職し又は解任された場合に、その者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。

二 前項の規定にかかわらず、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条の規定により解任されたとき（同条第2項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、当該役員に対して退職手当は支給しない。

三 第1項の規定にかかわらず、1号役員が任命権者の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は2号役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、当該退職した者に対して退職手当は支給しない。

四 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職手当の返納等)

第4条 役員の退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の規定を準用する。

(退職手当の額)

第5条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額（国立研究開発法人情報通信研究機構役員報酬規程（04規程第17号）附則（平成18年附則）第2条に規定する本給及び附則（平成27年3月6日）第2条に規定する本給は含まない。）に100分の10.4625の割合を乗じて得た額を基準とし、当該額に総務大臣が0.0から2.0の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。ただし、第7条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額を基準とし、当該額に業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

二 2号役員が退職し、引き続き国家公務員とならない場合の退職手当の額については、その時点で国家公務員（特別職の国家公務員を除く。以下この条において同じ。）に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の2号役員としての在職期間を国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

三 前項により退職手当を支給する場合における役員の退職の日における本給月額については、当該役員が2号役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定めることができる。

(在職期間の計算)

第6条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して歴にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

二 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

三 1号役員の在職期間については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。

四 2号役員の在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

(再任等の取扱い)

第7条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において、役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第8条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 2 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- 3 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 4 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

二 前項に掲げる者が、退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。

三 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第9条 第2条第1項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行日の前日において、独立行政法人通信総合研究所の役員であった者が、この規程の施行日において引き続き機構の役員となった場合における第5条の在職期間の算定においては、独立行政法人通信総合研究所の役員としての引き続き期間を通算する。

二 前項の規定による役員の在職期間通算をした場合における平成16年1月1日以前から役員として在職する者の退職手当の額については、第4条第1項前段の規定にかかわらず、平成14年4月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した場合又は平成16年1月1日(以下「第2基準日」という。)の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として第2基準日以降引き続き在職した場合(前記の場合を除く。)のその者の退職手当の額は、その者の退職の日における本給月額に、任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額と基準日から第2基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額と第2基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準としこれに第4条第1項に規定する業績勘案率を乗じて得た額の合計額又は任命の日から第2基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額と第2基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準としこれに第4条第1項に規定する業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、第2基準日の前日までの在職期間に相当する退職手当の額については、その者の業務の実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

附 則(平成18年3月28日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月19日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第5条中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成27年5月12日）

- 一 この規程は、平成27年5月12日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 二 附則（平成25年2月19日）第2条は、平成27年4月1日限りその効力を失う。

附 則（平成29年12月26日）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。